

神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金交付申請書

(宛先) 神川町長

申請者 住 所
 法人名又は屋号
 代表者氏名
 電話番号

神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金の交付を受けたいので、神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に当たり、神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金交付要綱第3条第1項各号の条件(裏面参照)を全て満たすことを誓約します。また、審査にあたって町税等の公簿等を町が確認することに同意します。

記

設置する 事業所等	所在地	神川町大字
	所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外(所有者の同意書を添付)
防犯設備の 設置の内容		
設置予定金額 (見積金額)		円(消費税及び地方消費税を除く。)
設置予定日 又は工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日
交付申請額(※)		円(上限5万円)

※交付申請額：補助対象費用(設置予定金額)の3分の1(千円未満の端数は切捨て)

添付書類

- (1) 申請者と当該事業所等の所有者が異なる場合は、防犯設備の設置に係る所有者の同意書(様式第2号)
- (2) 防犯設備の設置に係る見積書の写し
- (3) 設置場所の現場写真及び設置箇所等を示す図面
- (4) その他町長が必要であると認める書類

(裏)

【交付対象者の条件】

※神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金交付要綱第3条第1項各号

- (1) 町内で事業を営む中小企業者等で、今後も事業の継続の意思があること。
- (2) 防犯設備を設置する事業所等の所有者又は所有者の同意を得た管理者若しくは使用者であること。
- (3) 防犯カメラを設置する場合にあっては、その設置及び運用に関し、別に定める神川町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(令和3年神川町告示第33号)に準拠すること。
- (4) 申請のあった年度の3月31日までに第9条に定める完了報告書を提出できること。
- (5) 神川町暴力団排除条例(平成24年神川町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (7) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (8) 町税等に滞納がないこと。